

令和 8 年度第 1 回喫煙対策検討会議 議事録

会議名	令和 8 年度第 1 回喫煙対策検討会議
開催日時	令和 8 年 8 月 6 日（木） 1 3 時 3 0 分～ 1 5 時 0 0 分
開催場所	多治見市役所駅北庁舎 3 階 保健センター研修室
出席者	委員 1 4 名
欠席者	委員 1 名
事務局	こども健康部長、保健センター所長、保健センター担当者 3 名
議題	1 タバコの健康影響とこれからの喫煙対策～喫煙対策の意義と重要性～ 2 多治見市の喫煙対策と令和 8 年度の活動について 3 各所属機関における喫煙対策の取組紹介 4 幼児向け防煙教育紙芝居の作成について

- 1 こども健康部長挨拶
- 2 会長・副会長の選出
- 3 会長挨拶
- 4 議事

議題 1 タバコの健康影響とこれからの喫煙対策～喫煙対策の意義と重要性～

岐阜聖徳学園大学看護学部教授より講演

議題 2 多治見市の喫煙対策及び令和 8 年度の活動について

所属	発言
事務局	資料 1 に沿って説明
委員	多治見駅周辺で、観光客の方などから喫煙できる場所を尋ねられることがあります。その際、近くのコンビニエンスストアに灰皿が設置されている場合、そちらを案内してよいのか迷うことがあります。また、市として駅周辺などに喫煙所を設置する予定があるのか伺いたいです。
事務局	市として特定の場所を喫煙場所として案内することは難しいと考えております。また、喫煙できる場所を少なくしていくことも喫煙対策の環境整備の一つで、市として喫煙所を設置する予定はありません。 受動喫煙の害が少ない喫煙所の基準について、国立保健医療科学院での研修内容としての最新の知見を紹介します。受動喫煙が少ない状態にするためには、3メートル以上の高さで四方を壁で囲

	い、出入り口は2重クランクの構造が必要で、非喫煙者の動線から極力離す必要があります。また、清掃従事者の受動喫煙の被害を避けるために、利用を一時停止する20分程度の「クリーンタイム」を設けて清掃を行う必要があるとのこと。
委員	禁煙外来治療補助事業について、いつから始まった事業なのか確認したいです。また、一度利用した方が再度利用することはできるのか、禁煙補助薬の使用状況や成功率についても教えていただきたいです。
事務局	事業は令和5年度から開始しております。禁煙に成功した方に対して治療費を助成する制度です。禁煙が成功しなかった場合は、助成対象にはならず、また禁煙に挑戦していただき、成功した時に助成の申請をしていただくという形になります。一人の人がこの制度を複数回利用することはできません。内服薬の使用が再開し、禁煙成功率はかなり向上しています。

議題3 各所属機関における喫煙対策の取組について

所属	発言
委員	喫煙による口腔内への影響として、歯肉炎や歯周疾患、歯の着色などがあることは、歯科診療の現場でも認識しています。今後、口腔の健康と喫煙との関係について、より分かりやすく伝えていくことも必要ではないかと考えています。
委員	当院では、出産予定日が決まったすべての妊婦さんに対して、ご本人だけではなく、パートナーを含めた喫煙状況を必ず確認するようにしています。 万が一喫煙がある場合には、妊娠中の喫煙や受動喫煙が母体や胎児、そして生まれてくる乳幼児にどのような影響があるかをご説明し、妊婦さん本人だけが禁煙すればよいということではなく、家族全体で禁煙に取り組むことも大切だということをお伝えしています。 現在のところ、保健センターさんが禁煙支援に力を入れてお話ししてくださっていることもあり、私たちの方でしっかり説明しなければならない方は、本当に少なくなってきました。また、少子高齢化の影響もあり、出産年齢が上がってきていて、不妊治療を経て妊娠・出産される方も増えていますので、健康への意識が高い方も増えてきているのかなと感じています。 一方で、先ほど先生からご講義いただいたように、赤ちゃんが小さく生まれることや、乳幼児突然死症候群（SIDS）につながるなど、とても大切な内容ですので、そこはしっかりお話ししています。 課題としては、特にパートナーの喫煙への介入が十分にできていないことです。病院としても、どのように介入していけばよいのかという点が課題として残っています。 また、加熱式たばこについては、「害が少ない」と思っている妊婦さんやパートナーの方が多く、「うちはアイコスなので大丈夫です」と言われることもあります。そのため、加熱式たばこに対する認識について、変えていく必要があるのではないかと感じています。
委員	私たちライオンズクラブでは、薬物乱用防止出前講座として、中学生や高校生を対象に麻薬の恐ろしさを伝える事業を行っています。しかし、小学生には少し難しい内容であることから、その前段階として喫煙防止講座を実施してきました。 最近は小学校からの依頼は少なくなっていますが、本年度は市内小学校から講座の依頼をいただいています。小学校で実施する際には、オリジナルで作成したパワーポイントを活用し、子どもたちがな

	るべく自分で考えられるような内容で進めています。 これまで小学校で実施してきた中で、一番悩ましいのは、両親がたばこを吸っている子どもたちに、たばこの害をどのように説明するかということです。その点は非常に難しいと感じていますが、先ほど先生からもお話があったように、正しい知識を広げていくことが大切だと思いますので、今後もその取組を進めていきたいと思っています。 資料の防煙教育マンガ「たばこの真実」の１ページに掲載されている「たばこを止め、自分とみんなを守る」というメッセージは、私たちライオンズクラブが作成したものです。
委員	今年転勤してきたばかりで、私自身としてはまだ十分な取組はできていませんが、保健センターからいただいた防煙教育の漫画などを活用し、高校生向けの防煙教育を行っています。 また、保健センターと６月に会議をさせていただいた際に、中学校から高校へ進学する時期や、高校卒業後に大学生や社会人になる時期は、喫煙する機会が増えることがあるというお話がありました。そのため、今後は高校３年生を対象に、就職や進学をする前のタイミングで防煙教育ができればよいと考えています。
委員	幼児向けの紙芝居を活用し、子どもにも分かりやすい形で防煙教育を行っています。家庭での環境については確認しており、必要に応じて、（受動喫煙防止の）話をさせていただいています。園児の保護者の中で喫煙される方は以前より減っている印象があります。
委員	事務局からもお話があったように、文化スポーツ施設についても敷地内禁煙となっています。しかし、屋外スポーツ施設では、まだ喫煙しているという声が近隣住民から寄せられ、市役所へ連絡が来ることがあります。 禁煙については、看板の設置や、予約時にも敷地内禁煙であることをお伝えしていますので、だんだん減ってきてはいます。しかし、その影響もあって敷地外へ出て喫煙される方がいらっしゃいますので、その点を課題に感じています。
委員	小中学校では保健の教科書を通して防煙教育を行っています。本日の先生のお話を聞いて、加熱式タバコなど新しい知識については、まだ触れられていない部分があると感じました。今後は、正しい知識を子どもたちにきちんと学ばせていきたいと思っています。 また、敷地内禁煙も学校では本当に浸透しており、対外試合などで来校される方にもご協力いただいています。しかし、敷地外では吸い殻のポイ捨てなどが見受けられるという話も学校から聞いていますので、そうした点にも目を配りながら、子どもたちを受動喫煙から守っていききたいと思っています。
委員	保健所では、改正健康増進法に基づき、受動喫煙対策に関する周知や啓発、相談や苦情・通報への対応、受動喫煙防止のための環境整備に取り組んでいます。 岐阜県の取組としては、事業所や飲食店で受動喫煙対策を推進するため、健康増進法で定められた屋内禁煙に加え、駐車場等を含む敷地内全面禁煙に取り組んでいる施設へ「ぎふ禁煙宣言ステッカー」を配布しています。また、事業所などで積極的に取り組んでいる事例を取りまとめた事例集を作成するなど、普及啓発にも取り組んでいます。
委員	労働基準監督署では、事業所に対する指導を行っています。受動喫煙対策については、例えば「会社でたばこの煙に困っている」といった相談があった場合でも、法律による規制だけで対応することは難しいため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づき、事業所への指導を行っています。

	また、受動喫煙防止対策助成金制度があります。健康増進法により一般の飲食店は原則屋内禁煙となっていますが、一部対象となる事業所については、喫煙専用室などの整備に対する助成制度が設けられています。 監督署としては、ガイドラインに基づく指導を通じて、受動喫煙防止対策や分煙の取組を進めていきたいと考えています。 一方で、毎年実施しているアンケート結果を見ると、建設業での受動喫煙対策についてまだ課題があると考えております。
委員	青少年への声かけ運動や巡回、警察等との連携を通じて、非行防止や健全育成に取り組んでいます。 喫煙は青少年にとって薬物等への入口となる行動とも関連するため、日頃の見守りの中で気になる行動があれば早期に声を掛け、関係機関と連携して対応していきたいと考えています。
委員	東濃保健所のご指導のもと、多治見市、土岐市、瑞浪市の飲食店を対象に、約 1,700 件、多治見市だけでも約 800 件の会員とともに活動しています。 飲食店には朝から営業するお店もあれば、深夜営業のお店もあります。その中で、深夜営業のお店では喫煙があると思いますが、私自身は出入りしていないため詳しい状況は分かりません。一方、一般の飲食店では、分煙などの対応が適切に行われており、事業者からたばこに関する悩みや相談を受けたことは今のところありませんので、しっかり対応できているのではないかと感じています。 また、食品衛生協会の活動以外にも、東濃少年センターの巡回指導員や、薬物乱用防止の出前講座などで小中学校へ伺っていました。これまで青少年に対し、たばこやゲートウェイドラッグなどについて「やってはいけない」ということを伝える活動を行ってきました。今後もそうした活動を続けていきたいと思っています。
委員	薬剤師会では、ほとんどの薬局が敷地内全面禁煙となっています。 また、多治見市の健康づくり推進会議に委員として参加しており、禁煙相談を受けられる体制が整っているか、相談に適切に対応できるかといったことについて確認しながら取り組んでいます。 さらに、薬物乱用防止の出前講座にも参加しており、薬剤師からたばこについて説明をしています。 岐阜県薬剤師会では、毎月 22 日を「禁煙の日（吸わんの日）」として啓発活動を行っています。「22（スワン・スワン）」の語呂合わせから白鳥（スワン）をシンボルとして広報を行っており、県全体で禁煙啓発に取り組んでいます。
委員	禁煙を希望される方に対して、約 3 か月間にわたり禁煙治療を行っています。その中で、禁煙を補助するための薬を使用しながら禁煙指導を進めています。 これまでは、毎年禁煙達成率は 30～40%程度で、自分たちの努力だけでは 50%の壁を超えることができませんでした。しかし、ここ最近診ている患者さんでは、ほぼ 100%に近い達成率となっています。そのため、以前と比べると、禁煙に取り組まれる方のモチベーションが大きく変わってきているのではないかと印象を受けています。

議題 4 幼児向け防煙教育紙芝居（案）について

所属	発言
事務局	資料 2 に沿って説明。

委員	先月の紙芝居制作のワーキングに参加させていただきました。 まず、5歳児を対象として、内容が分かりやすくなっているかという点を中心に検討しました。その中で、登場人物や、怖すぎる内容になっていないか、モンスターの数が多すぎないか、また、展開が多すぎると話の流れが分かりにくくなってしまうため、盛り上がる場面と、話をしっかり聞く場面とのバランスを考えながら検討しました。 また、紙芝居の長さについては、15分程度に収まるようにしていただきました。保育士が読む場合は多少時間の調整は可能ですが、5歳児が最後まで集中して聞くことができる内容になっていると思います。 最後に、事務局からお話がありましたが、「たばこを吸っている人は悪い人」という認識になってしまうと、子どもたちにとってもつらいことだと思います。そのため、子どもたちが身近なたばこを吸っている人を注意するような内容にはせず、受動喫煙を防ぐことや、自分たちが将来たばこを吸わないようにすることを目的として作成しています。 様々な家庭環境がありますので、子どもが「たばこはだめだよ」と喫煙している人に言うことで、不利益を被ることにもなりかねません。そのため、子どもの立場から受動喫煙を防ぐことや、自分たちの将来、自分自身の健康に関わる内容として考えられる内容になっていると思います。
委員	私も紙芝居制作ワーキングと一緒に伺い、先生方のご意見をお聞きしました。その結果を踏まえて、とても分かりやすい内容になっていると思いました。 また、ニコチンの依存性だけではなく、加熱式たばこという最新の内容を盛り込んでいることや、受動喫煙防止という観点を取り入れていることも大変良いと思います。 こういった内容の紙芝居は、おそらく全国的にもまだないのではないかと思いますので、これをいち早く作成し、普及していくことには非常に大きな意義があると考えています。
委員	表現や言葉がとても分かりやすく、5歳児がきちんと理解できる内容になっていると思いました。 また、ストーリー性を持たせていることで、子どもたちも「次はどうなるんだろう」とワクワクしながら聞いてくれる内容になっているのではないかと思います。 さらに、見えないたばこの煙は見えなくても害があるということを、とても分かりやすい表現で示されていると思いました。
委員	喫煙者を一方的に責めるのではなく、やめようとする人を応援するような内容になっている点が良いと思います。保護者が喫煙している子どももいるため、そのような家庭への配慮を続けながら伝えていくことが大切だと思います。
委員	こどもたちが興味を持ってワクワクしながらお話を聞くことができ、自分たちの健康についても考えられる内容になっていますし、キャラクター設定についてもとても良いと思います
委員	宝石を集めながらモンスターを倒していくというストーリー性があり、子どもたちも夢中になって聞ける内容になっていて、とても良いと思いました。
委員	キャラクターが登場し、冒険するストーリーになっているところは、子どもたちも好きなのではないかと思いました。 また、あらすじを読んでも、喫煙している人を責めるというより、吸っている人に「大丈夫？」と声をかけたり、応援したりするような内容になっていて、とても良いと思いました。
委員	私も本当にかわいらしいキャラクターで、とても上手に作られていると思います。

	次のステップとしては、子どもたちがこの話を家庭に持ち帰り、保護者にも伝えられるような、このキャラクターを活用した啓発物があると良いと思います。紙芝居を聞いた後に、子どもから家庭へと広がっていくような取組につながるのではないかと思います。
委員	私にも4歳の子供がおりますが、普段読んでいる絵本と比べても、ストーリー性がある、とても分かりやすい内容だと思いました。 子どもはストーリーに引き込まれると思いますので、その点でも非常に良い内容だと思いました。
委員	皆さんがおっしゃるとおりですので、内容について重ねて申し上げることはありませんが、私自身、事前に資料をいただいて勉強させていただきました。 加熱式タバコや電子タバコなど、様々なことについて、大人である私自身も改めてきちんと学ぶことができ、大変ありがたく思っています。ありがとうございました。
委員	私の立場からしますと、内容やあらすじについては、皆さんがおっしゃるようになりやすい内容になっていると思います。 ただ、一点だけ気になったのは、パン屋さんの場面です。主人公の3人がパン屋さんの中に入ると、店内でパン屋さんがタバコをくわえ、その先から灰色の煙が出ているという設定になっています。先ほどもお話ししたように、現在、私たちの業界ではタバコに関する苦情はほとんどありません。そのような中で、パン屋さんを喫煙者として描くことについては、私としては修正していただきたいと思います。 ちなみに、AIに聞いてみたところ、「パン屋さんという職業をわざわざ設定する必要はなく、『あるおじさんがタバコを吸っていました』という表現でも十分伝わるし、子どもたちに余計な先入観を与えない」という意見でした。 子ども向けの話では、そのような配慮は大切だと思いましたので、お伝えしました。
委員	すごく素晴らしい内容だと思い、感動しました。 パン屋さんと花屋さんがタバコを吸っている場面がありますが、最後はきれいな空気を取り戻したところで終わっています。この人たちが、「なぜ今までタバコを吸っていたのかな？」そして「もうやめよう」と思うような場面が入ると、さらに良いのではないかと個人的には思いました。 また、私にも孫がいますが、本当に読んであげたいと思える内容で、とても感動しました。
事務局	先ほどご意見をいただいたパン屋さんの場面については、私自身も(飲食店での喫煙に)違和感があり、作成している段階から気になっていたところです。 子どもたちにとって分かりやすく集中できる場面設定やイラストにしながらも、別の設定にできないかということについては、今後相談しながら検討していきたいと思います。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

5 その他・閉会

事務局より閉会の挨拶